平成２７年（フ）第３４０号
神奈川県平塚市岡崎6248番地の１　３号室、前住所神奈川県平塚市広川780番地の５　五領ケ台ハイツ302号
債務者　髙橋　保世
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３６０号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋465番地の１　シャトル榎本101
債務者　田中　敏宏
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３６１号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋465番地の１　シャトル榎本101
債務者　田中　裕子
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３６４号
神奈川県小田原市高田661番地の16
債務者　齋藤　勲
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３７８号
神奈川県平塚市豊田小嶺311番地の３　パストラル上ノ台Ⅲ　202号、前住所神奈川県平塚市公所538番地の13
債務者　渡邉　すみ
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３８２号
神奈川県伊勢原市石田906番地の２　アニメート・トポリ101号、前住所横浜市神奈川区大口通122番地62　大口フォレスト102号
債務者　石田　武
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８８号
和歌山県橋本市さつき台１丁目15番地の６
債務者　松本　祐磨
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９３号
和歌山市黒田２丁目１番18―302号　第２ヒラタパークハイツ
債務者　中本　慶子
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３５号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地14―４―352
債務者　神田麻衣子
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５０号
和歌山市島51番地２　川永団地12号棟１階285号
債務者　寺脇　勇次
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５５号
和歌山市田尻240番地７　ロイヤルコーポ田尻２―Ⅰ
債務者　室　成修
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５６号
和歌山県海南市下津町中６番地１
債務者　山野　敏文
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
山口県周南市新堤町５番２号
債務者　岩本昌弘こと　李　昌弘
１　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第８２４３号
東京都荒川区西日暮里１丁目27―10　中沢印刷所２Ｆ
債務者　佐藤　茂
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２９０号
東京都台東区東上野５丁目24―12―606
債務者　新井　亜希
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３０６号
東京都荒川区東尾久６丁目40―10―201
債務者　針谷　正治
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部